

1.入居対象者

介護保険法に定める要介護区分の要介護3から要介護5と認定された方で、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な方などです。

2.入所の決定

必要な書類を添え、申し込みをしていただいた後、入所検討委員会でご本人の身体状況、おかれている生活状況などを総合的に判断して決定いたします。

3.入所にかかわる費用等(1日あたり)

	基本料金	個別機能 訓練加算	日常生活継 続支援加算	看護体制 加算(I)	看護体制 加算(II)	夜間職員 加算	合 計
要介護3	793円	12円	46円	4円	8円	21円	884円
要介護4	862円	12円	46円	4円	8円	21円	953円
要介護5	929円	12円	46円	4円	8円	21円	1,020円

<その他加算について(該当者のみの加算)>

- * 初期加算・・・30円(入所後30日間加算されます)
- * 安全対策体制加算・・・20円(新規入所時)
- * 入院・外泊時加算・・・246円(6日目まで基本料金に代わり 1日246円)
- * 若年性認知症入所者受入加算・・・120円(若年性認知症の方に適した介護サービスを行います。)
- * 経口移行加算・・・28円(医師の指示に基づき、経管栄養から経口による食事摂取をすすめます。)
- * 経口維持加算(I)・・・400円/月(著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる経口摂取の方に
対し、医師の指示に基づく食事摂取をすすめます。)
- * 経口維持加算(II)・・・100円/月(摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる経口摂取の方に
対し、医師の指示に基づく食事摂取をすすめます。)
- * 療養食加算・・・6円×1食(医師の食事箋に基づいて療養食を提供します。)
- * 科学的介護推進体制加算II・・・50円/月
- * 看取り介護加算・・・72円(死亡日以前45日以上31日以下の場合)
144円(死亡日以前4日以上30日以下の場合)
680円(死亡日以前2日・3日の場合)
1,280円(死亡日の場合)
- * 在宅復帰支援にかかる各種加算

<利用者全員の加算について>

- * 介護職員処遇改善加算(I)・・・上記の要介護度別に算定した基本料金及び加算料金の合計
(自己負担額)の1000分の83に相当する額
- * 介護職員等特定処遇改善加算(I)・・・上記の要介護度別に算定した基本料金及び加算料金の合計
(自己負担額)の1000分の27に相当する額

<預かり金管理料>

1日あたり 100円

- * その他、日常生活において通常必要となるものにかかる費用で、入居者
本人が負担することが適当と認められるものは実費負担となります。

<居住費(光熱費及び室料)及び食費(食材料費及び調理費)>

区分	食費	居住費
利用者負担第1段階	300円	820円
利用者負担第2段階	390円	820円
利用者負担第3段階①	650円	1,310円
利用者負担第3段階②	1,360円	1,310円
利用者負担第4段階	1,445円	2,540円

<所得に応じた利用料金の減額について>

利用負担段階	適用要件	食事負担	居住費
第1段階	市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者	300円	820円
第2段階	市町村民税世帯非課税、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	390円	820円
第3段階①	市町村民税世帯非課税、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以上120万円以下	650円	1,310円
第3段階②	市町村民税世帯非課税、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以上	1,360円	1,310円
第4段階	上記以外の方	1,445円	2,540円

◎介護保険特定負担限度額認定証に基づき利用料金を減額いたします。

※外泊・入院期間は、7日目以降、全ての方に第4段階の居住費が発生します。

【各種サービス利用にともなう料金】

- ☆ 理容サービス・・・実費
- ☆ 居室での電化製品の持ち込み利用について ※冷蔵庫、電気毛布などには電気料金がかかります。
- ☆ 衣服などの洗濯料金について
 - ※施設内で洗濯ができる衣類やタオルケット等の料金はいただきません。特別な洗濯が必要な衣類については、別途クリーニング店に依頼することになりますので、処理内容に応じた料金がかかります。
 - ※施設内での洗濯については、たくさんの方がご利用しておりますので、お預かりする衣類には、必ずお名前を記入されるようお願いいたします。
- ☆ テレビは、共同生活室でも視聴いただけますが、ご希望により居室用のテレビを有料で貸出します（1日50円）。
 - ※台数、利用期間に限りがありますので、ご希望の場合は事前にご相談ください。

おでんせ本宮（ショートステイ）

1. サービス利用申し込み

すでに居宅介護サービスを利用している場合は、担当の介護支援専門員を通してお申し込みください。
はじめて介護サービスを利用される場合は、直接電話でお申し込みいただいても結構です。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。
※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

2. 利用に関する費用等(1日あたり)

	基本料金	機能訓練 体制加算	サービス提供 体制強化加算	看護体制加算 (Ⅰ・Ⅱ)	夜間職員加算	合計
要介護1	696円	12円	22円	12円	20円	762円
要介護2	764円	12円	22円	12円	20円	830円
要介護3	838円	12円	22円	12円	20円	904円
要介護4	908円	12円	22円	12円	20円	974円
要介護5	976円	12円	22円	12円	20円	1042円

* 新型コロナウイルス感染症に対応するための特定の評価として、基本料金の0.1%上乗せします。

<その他の加算について(該当者のみの加算)>

- * 送迎加算・・・184円/片道
- * 療養食加算・・・8円×食数(医師の発行する食事箋に基づいて、療養食を提供します)
- * 認知症者等緊急入所加算(7日限度)・・・200円(医師が緊急に施設での入所介護が必要と判断した場合)
- * 若年性認知症入所者受入加算・・・120円(若年性認知症の方に適した介護サービスを行います)

<利用者全員の加算について>

- * 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・上記の要介護度別に算定した基本料金及び加算料金の合計(自己負担額)の1000分の83に相当する額
- * 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)・・・上記の要介護度別に算定した基本料金及び加算料金の合計(自己負担額)の1000分の27に相当する額

区分	居住費	食費
利用者負担第1段階	820円	300円
利用者負担第2段階	820円	600円
利用者負担第3段階①	1,310円	1,000円
利用者負担第3段階②	1,310円	1,300円
利用者負担第4段階	2,540円	1,445円

※1 食費は、1日1,445円(朝食481円・昼食482円・夕食482円)ですが、利用者負担第1段階から第3段階までの利用者には、負担段階に応じて介護保険での補足給付があり、この表の「食費」(自費負担)は補足給付を差し引いた料金です。なお、入所・退所の日の食費については、食数によって負担していただくこととなりますが、食数と補足給付の算定については係員が具体的に説明します。

※2 特別食(お酒を含む)、行事参加費、理容代、その他日常生活で利用者が負担することが適当と認められる費用は、実費となります。

◎ 介護保険特定限度額認定証に基づき利用料金を減額いたしますので、窓口にて必ず認定証の提示をお願いいたします。